

# 路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付要綱

制定 令和2年10月9日 区長決定

要綱第190号

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バスにおいて、乗客と乗務員にとって有効な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施することにより、区民が安全・安心に路線バスを利用できる環境整備を促進することを目的として、当該感染防止対策の実施に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）として運行されるバス（高速バス、空港アクセスバス、観光バスおよび乗合タクシーを除く。）をいう。
- (2) 路線バス事業者 路線バスを営む事業者をいう。

(助成対象事業者)

第3条 路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象事業者」という。）は、区内に停留所がある民間の路線バス事業者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和2年5月27日から令和3年3月31日までの間に実施する、区内を運行する路線バスの乗客および乗務員双方の安全・安心を確保するための新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する事業（以下「助成対象事業」という。）に要する経費のうち飛沫防止仕切り板、車内抗ウイルス・抗菌加工、車内換気用窓バイザー等の備品または設備の調達等に係るものとする。

2 助成対象経費には仕入控除の対象となる消費税および地方消費税相当分を含まないものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の4分の1以内の額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申

請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 工事費等見積書の写し
  - (2) 仕様書
  - (3) 車両一覧表
  - (4) その他、区長が必要と定める書類
- （助成金の交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成対象事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、助成金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。
- （助成対象事業の変更等）

第8条 助成対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成金交付決定変更・中止申請書（第3号様式）に当該各号のいずれかに該当することを証する書類等を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象事業のうち、助成対象経費に係る部分の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 助成対象事業のうち、助成対象経費に係る部分の全部または一部を中止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認め、承認するときは、助成金交付決定変更・中止通知書（第4号様式）により助成対象事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成対象事業者に通知するものとする。

（助成金の請求および支払）

第11条 助成対象事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成対象事業者からの請求書をもって当該確定した助成金の額を支払うものとする。

（是正措置命令）

第12条 区長は、第10条の規定による審査の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件等に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき助成金の額が確定した後も適用があるものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金のうちその取消しに係る部分を既に助成対象事業者に交付しているときは、期限を定めて、当該部分の返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年5月27日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 所在地  
名 称

代表者の職および氏名



路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付申請書

路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付要綱第6条の規定に基づき、  
関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

1 助成対象事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 助成対象経費 円

3 交付申請額 円

4 助成対象事業の内容

5 関係書類

- (1) 工事費等見積書の写し
- (2) 仕様書
- (3) 車両一覧表
- (4) その他、区長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

様

品川区長



路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成対象事業
- 2 助成対象経費 円
- 3 交付決定額 円
- 4 条 件 申請者は助成対象事業の実施にあたり、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）および路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付要綱（令和2年品川区要綱第190号）の規定を順守すること。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 所在地  
名称

代表者の職および氏名



路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付決定変更・中止申請書

年 月 日付 第 号により助成金の交付の決定を受けた助成対象事業について、以下のとおり変更・中止したく、路線バス事業者に対する感染拡大対策費助成金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて助成金交付決定の変更・中止申請をします。

1 変更・中止の理由

2 変更・中止の内容

3 関係書類

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付決定変更・中止通知書

年 月 日付で申請のあった路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付決定の変更・中止申請について、下記のとおり交付決定を変更・中止したので通知します。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・助成対象経費 円

3 変更・中止交付決定額 円

4 条 件 申請者は助成対象事業の実施にあたり、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）および路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付要綱（令和2年品川区要綱第190号）の規定を順守すること。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 所在地  
名 称

代表者の職および氏名

印

路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付対象事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号により助成金の交付の決定を受けた  
助成対象事業が完了したので路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交  
付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 実績報告額 円
- 2 関係書類



第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長



路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金額確定通知書

年 月 日付の路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金交付対象事業完了実績報告についてその内容を審査した結果、助成対象事業の成果が助成金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められたため、交付すべき助成金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定年月日および番号  
年 月 日 第 号
- 2 助成金交付決定額 円
- 3 助成金交付確定額 円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 所在地  
名称

代表者の職および氏名

印

路線バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金請求書

年 月 日付 第 号で助成金の交付確定を受けた路線  
バス事業者に対する感染拡大防止対策費助成金を下記のとおり請求します。

記

1 助成対象事業

2 請求金額 円